_	<u> </u>			* * * * * * *														171-4
				決定区分					(根拠規定)条例7条									
) <u>1</u> 1	音 整 請 来 月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不存在	存否応答拒否	1号	2 号 ÷	3 4号号	4 5号 万	5 (号	6 7 号 号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課 等
	R3. 11. 6	R3. 11. 19	産業労働局以外の全局に対して開示請求する。東京都が申請を受けて審査を行う業務(行政処分を除く)の審査結果について、その申請者からの問合せ及び意見に対して、東京都が申請者への説明を行わない旨又は説明を行う旨記載した文書 ※産業労働局へ協力金関連でやり取りをした経緯から請求。東京都における行政処分を除く業務に対して、それを受けた者は審査請求を行えないため、問合せ及び意見への対応を行わずとも済んでしまうと危惧している。その点について上記請求内容にある東京都の運用がわかる文書を求める。				1										まずにかかる立事について、佐式士七十四須してむさず、方方しないため	デジタル サービス

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>について
- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。